

◎新潟県告示第468号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀野市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月15日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀野市安田体育館 正面玄関ホール	阿賀野市全域
5月18日（月） 5月19日（火） 5月20日（水）		阿賀野市役所車庫棟 （庁舎西裏側車庫）	
5月21日（木）		阿賀野市笹神支所車庫 （支所駐車場わき）	
5月22日から令和 3年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、12月30日、 12月31日を除く。		新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会